

重要事項説明書

記入年月日	令和1年5月1日
記入者名	渡辺 悦子
所属・職名	医療法人秀壮会

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)いりょうほうじん しゅうそうかい 医療法人 秀壮会	
主たる事務所の所在地	〒 532-0026 大阪市淀川区塚本二丁目18番3号	
連絡先	電話番号／FAX番号	06-6307-2626 / 06-6307-3591
	メールアドレス	
	ホームページアドレス	http:// www.svusokai.jp/
代表者（職名／氏名）	理事長 / 熊野 久美子	
設立年月日	昭和 34年12月18日	
主な実施事業	※別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）	

2 有料老人ホーム事業の概要

住まいの概要)

名称	(ふりがな)あんせじゅーるたがわ アンセジュール田川	
届出・登録の区分	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）	
所在地	〒 532-0027 大阪市淀川区田川三丁目9-11	
主な利用交通手段	JR塚本駅より徒歩15分	
連絡先	電話番号	06-6303-1165
	FAX番号	06-6303-1168
	ホームページアドレス	http:// www.shusokai.jp/
管理者（職名／氏名）	管理者 / 佐藤 信子	
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成 26年1月6日	平成 25年3月26日 大阪市(24) 0051

特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2779104377
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 29年9月1日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2779104377
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 29年9月1日

3 建物概要

土地	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	～								
	面積	1,474.46 m ²								
建物	権利形態	所有権	抵当権	あり	契約の自動更新	あり				
	賃貸借契約の期間	2年（自動更新）				～	介護認定期間満了日まで			
	延床面積	2,520.09 m ² （うち有料老人ホーム部分 m ² ）								
	竣工日	平成 25年12月			用途区分	介護付き有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄骨造		その他の場合：						
	階数	4階（地上 4階、地階 階）								
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性					適合している				
居室の状況	総戸数	60戸		届出又は登録（指定）をした室数				(40室)		
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）	
	一般居室個室	○	○	×	×	○	18m ²	40		
共用施設	共用トイレ	3ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ				0ヶ所		
						うち車椅子等の対応が可能なトイレ				3ヶ所
	共用浴室	個室		4ヶ所		ヶ所				
	共用浴室における介護浴槽	機械浴		1ヶ所		ヶ所		その他：		
	食堂・機能訓練室	2ヶ所		面積		86.46 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり
	エレベーター	あり（車椅子対応） 2ヶ所								
	廊下	中廊下 2.1 m								
	洗濯室（汚物処理舎）	2ヶ所								
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
	通報先 各階スタッフルーム 1階事務所			通報先から居室までの到着予定時間 3分						
その他										
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備				あり
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）							
	防火管理者	あり	防災計画		あり	避難訓練の年間回数				2回

4 サービスの内容

全体の方針)

運営に関する方針		要介護状態、要支援状態の利用者に対し、日常生活上の世話、支援、機能訓練等を行うことにより、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう援助を行う。
サービスの提供内容に関する特色		利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	(調理) 富士産業株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援 (供与)	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		看護職員、介護職員による見守り・巡回
サ高住の場合、常駐する者		介護職員、事務職員による見守り・巡回
健康診断の定期検診	協力医療機関	秀社会クリニック
	提供方法	訪問診療又は外来受診
利用者の個別的な選択によるサービス		別添2「介護サービス等の一覧表」
虐待防止		利用者の人権の擁護、虐待の防止等の措置を講ずる
身体的拘束		緊急やむを得ない場合を除き原則しない

介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成	あり	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	あり (調理委託) 富士産業株式会社
	入浴の提供及び介助	あり
	排泄介助	あり
	更衣介助	あり
	移動・移乗介助	あり
	服薬介助	あり
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	あり
	レクリエーションを通じた訓練	あり
	器具等を使用した訓練	あり
その他	創作活動など	あり
	健康管理	あり
施設の利用に当たっての留意事項	原則60歳以上の方 介護保険で要支援、要介護と認定された方	
その他運営に関する重要事項	共同生活を営むことに概ね支障がない方 著しい自傷他害の恐れがない方	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	なし	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	なし
	夜間看護体制加算	あり
	医療機関連携加算	あり
	看取り介護加算	あり
	認知症専門ケア加算	なし
	サービス提供体制強化加算	なし
	介護職員処遇改善加算	(I)
人員配置が手厚い介護サービスの実施	あり	(介護・看護職員の配置率) 2.5 : 1 以上

併設している高齢者居宅生活支援事業者)

併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) しゅうそうかいでいさろん 秀壮会デイサロン
主たる事務所の所在地	〒532-0026 大阪市淀川区田川3丁目9番11号
管理者名	(ふりがな) あべ ゆめ 阿部 由芽
併設内容	通所介護

事業所名称	(ふりがな) しゅうそうかいでいさーびす 秀壮会デイサービス
主たる事務所の所在地	〒532-0026 大阪市淀川区田川3丁目9番11号
管理者名	(ふりがな) しもの まゆみ 下野 真由美
併設内容	通所介護

連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな) しゅうそうかいけあせんたー 秀壮会ケアセンター
主たる事務所の所在地	〒532-0026 大阪市淀川区塚本2丁目18番14号
事務者名	(ふりがな) わたなべ よしこ 渡辺 悦子
連携内容	高齢者居宅生活支援事業者と連携を密にし、介護計画に沿って適切に介護できる協力体制を結びます。

医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	その他の場合：	
協力医療機関	名称	秀壮会クリニック
	住所	大阪市淀川区塚本2丁目19番12号
	診療科目	内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、神経内科他
	協力内容	訪問診療、急変時の対応 健康指導 医療相談 適正な医療
	名称	
	住所	
	診療科目	
	協力内容	その他の場合
協力歯科医療機関	名称	そうま歯科
	住所	大阪市淀川区塚本2丁目19番16号
	協力内容	訪問診療
	協力内容	その他の場合

【入居後に居室を住み替える場合） 住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他の場合：		
判断基準の内容		常時介護が必要となった場合		
手続の内容		賃貸借契約再締結		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い				
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更		変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更		変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

【入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護 原則60歳以上の方		
留意事項	要支援、要介護と認定された方		
契約の解除の内容	利用契約書 第8条、第9条、第11条		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、サービス利用契約の目的を達する事が著しく困難となった時	
	解約予告期間	2週間	
入居者からの解約予告期間	5日		
体験入居	あり	内容	利用期間：7泊8日まで 利用料金：1泊2日7,560円（うち消費税等560円）
入居定員	40人		
その他			

5 職員体制

職種別の職員数)

H30.9.1現在

	職員数（実人数）		常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計			
	常勤	非常勤		
管理者	1		1.0	介護職員と兼務 1名
生活相談員	1		1.0	計画作成者と兼務 1名
直接処遇職員	11	19		
介護職員	10	16	15.9	
看護職員	1	2	2.4	機能訓練指導員と兼務
機能訓練指導員	1	2	2.4	看護職員と兼務
計画作成担当者	1		1.0	生活相談員と兼務
栄養士				外部委託
調理員				外部委託
事務員	1	1	1.5	
その他職員		2	0.5	清掃
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40時間

資格を有している介護職員の人数)

	合計		備考
	常勤	非常勤	
介護福祉士	5	5	
介護福祉士実務者研修修了者	1	1	
介護職員初任者研修修了者	5	3	2
介護支援専門員	1	1	

資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計	
	常勤	非常勤
看護師又は准看護師	3	2
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		
柔道整復士		
あん摩マッサージ指圧師		

夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (20 時～ 7 時)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	2 人	2 人
生活相談員	人	人
	人	人

特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	2.5 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.5 : 1

職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				介護職員					
	業務に係る資格等	あり	資格等の名称		介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数										
前年度1年間の退職者数										
業務に従事した経験年数に 応じた職員の人数	1年未満	1	13	8	1		1	2	1	
	1年以上 3年未満	1	1							
	3年以上 5年未満									
	5年以上 10年未満									
	10年以上									
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式	月払い方式	
年齢に応じた金額設定	なし	
要介護状態に応じた金額設定	なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	あり	
	内容： 家賃 共益費	
利用料金の改定	条件	利用者が改定に同意することが必要
	手続き	利用者、家族等に改定の理由を十分に説明する

代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2	
入居者の状況	要介護度	介護2	支援2	
	年齢	65歳	65歳	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	一般居室個室	
	床面積	18㎡	18㎡	
	トイレ	あり	あり	
	洗面	あり	あり	
	浴室	なし	なし	
	台所	なし	なし	
	収納	あり	あり	
入居時点で必要な費用	敷金	120,000円	120,000円	
月額費用の合計		181,582円	172,780円	
家賃		60,000円	60,000円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用	19,614円（1割負担）	10,812円（1割負担）
		食費	46,980円（税込）	46,980円（税込）
		共益費	16,000円	16,000円
		サービス費	38,988円（税込）	38,988円（税込）
		居室電気代	実費	実費
備考		介護保険費用1割又は2割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※詳細は別添3のとおりです。		

利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣相場により決定	
敷金	家賃の 2ヶ月分	
	解約時の対応	滞納家賃及び現状回復費用を除き全額返還
前払金	なし	
食費	朝350円、昼500円、夕600円（管理費含）の合計 1,450円/日（税別）	
共益費	共用部分の維持管理費用（保守点検費用・共用部分の水光熱費等）	
サービス費	看護職員、介護職員を基準以上に配置し、朝夜のケア応援、急変時の対応のための看護師等の配置による人件費	
介護保険外費用	半径2km以上の病院への通院介助や個別の外出介助等	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2「介護サービス等の一覧表」	
その他のサービス利用料		

特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	看護職員、介護職員を基準以上に配置し、朝夜のケア応援、急変時の対応のための看護師等の配置による人件費
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	10人
	85歳以上	28人
要介護度別	自立	人
	要支援1	3人
	要支援2	人
	要介護1	9人
	要介護2	6人
	要介護3	4人
	要介護4	14人
	要介護5	3人
入居期間別	6か月未満	13人
	6か月以上1年未満	26人
	1年以上5年未満	人
	5年以上10年未満	人
	10年以上	人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		39人

(入居者の属性)

性別	男性	12人	女性	27人	
男女比率	男性	30.8%	女性	69.2%	
入居率	98%	平均年齢	88歳	平均介護度	2.7

前年度における退去者の状況

退去先別の人数	自宅等	人
	社会福祉施設	人
	医療機関	人
	死亡者	人
	その他	人
生前解約の状況	施設側の申し出	人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	人
		(解約事由の例)

8 苦情・事故等に関する体制

利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況

窓口の名称（設置者）		アンセジュール田川
電話番号 / F A X		06-6303-1165 / 06-6303-1168
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:00
	土曜	9:00 ～ 17:00
	日曜・祝日	9:00 ～ 17:00
定休日		
窓口の名称（所在区介護保険担当）		大阪市淀川区保健福祉センター
電話番号 / F A X		06-6308-9859 / 06-6885-0537
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:00
定休日		土 日 祝 年未年始
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会介護保険室 介護保険課11階
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:00
定休日		土 日 祝 年未年始
窓口の名称（大阪市有料老人ホーム指導担当）		大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ
電話番号 / F A X		06-6241-6310 /
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:30
定休日		土 日 祝 年未年始
窓口の名称（大阪市サービス付き高齢者向け住宅担当）		大阪市都市整備局 企画部住宅政策課 民間住宅助成グループ
電話番号 / F A X		06-6208-9228 /
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:30
定休日		土 日 祝 年未年始
窓口の名称（虐待の場合）		大阪市福祉局高齢者施策部 介護保険課指定・指導グループ
電話番号 / F A X		06-6241-6310 /
対応している時間	平日	9:00 ～ 17:30
定休日		土 日 祝 年未年始

サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	東京海上日動火災保険株式会社
	加入内容	老人福祉・介護事業 賠償責任に関する補償
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		
事故対応及びその予防のための指針		事故対応マニュアルにより対応する

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		結果の開示	開示の方法	
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開
運営規程	入居希望者に公開
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会		ありの場合	
		開催頻度	年 1回
		構成員	入居者 家族 法人代表 職員
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	あり	ありの場合の提携ホーム名	認知症対応型共同生活介護 アンセジュール塚本
個人情報保護	知り得た利用者、家族等に関する事項を第三者にもらさない。この守秘義務は契約終了後も継続する。		
緊急時等における対応方法	緊急対応マニュアルにより実施する		
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項			
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）

別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）

別添3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

令和

年

月

日

説明者署名

別添 1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	秀社会ケアセンター	大阪市淀川区塚本2-18-14
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
訪問リハビリテーション	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
居宅療養管理指導	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
通所介護	あり	秀社会デイサロン	大阪市淀川区田川3-9-11
通所リハビリテーション	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	アンセジュール田川	大阪市淀川区田川3-9-11
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	アンセジュール塚本	大阪市淀川区塚本2-18-14
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援			
＜居宅介護予防サービス＞			
介護予防訪問介護	あり	秀社会ケアセンター	大阪市淀川区塚本2-18-14
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
介護予防訪問リハビリテーション	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
介護予防居宅療養管理指導	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
介護予防通所介護	あり	秀社会デイサロン	大阪市淀川区田川3-9-11
介護予防通所リハビリテーション	あり	秀社会クリニック	大阪市淀川区塚本2-19-12
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	アンセジュール田川	大阪市淀川区田川3-9-11
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	アンセジュール塚本	大阪市淀川区塚本2-18-14
介護予防支援			
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

別添2)

有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

	個別の利用料で実施するサービス		備 考
		料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助		
	排せつ介助・おむつ交換		
	おむつ代		
	入浴(一般浴) 介助・清拭		
	特浴介助		
	身辺介助(移動・着替え等)		
	機能訓練		
	通院介助		
生活サービス	居室清掃		
	リネン交換		
	日常の洗濯		
	居室配膳・下膳		
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		
	おやつ		
	理美容師による理美容サービス		
	買い物代行		06-6307-2626 / 06-6307-3591
役所手続代行			
金銭・貯金管理			
健康管理サービス	定期健康診断		
	健康相談		
	生活指導・栄養指導		
	服薬支援		
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)		
入退院のサービス	移送サービス		
	入退院時の同行		
	入院中の洗濯物交換・買い物		
	入院中の見舞い訪問		

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2 ありを選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

別添3)介護保険自己負担額 自動計算)

当施設の地域区分単価

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割負担となります。

渡辺 悦子

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援1	179			57,566	5,757		
要支援2	308			99,052	9,906		
要介護1	533			171,412	17,142		
要介護2	597			191,955	19,196		
要介護3	666						
要介護4	730						
要介護5	798						
		1日あたり (円)		30日あたり (円)			
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算							
夜間看護体制加算							
医療機関連携加算							
看取り介護加算	あり						
	あり						
認知症専門ケア加算							
サービス提供体制強化加算							
介護職員処遇改善加算							

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあつては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師)
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域^{石堂}_{和子}密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的で開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者へ直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

別添3) 介護保険自己負担額 参考 加算項目別報酬金額 (2級地 地域加算10.72%)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)
要支援1	180	57,870	5,787	11,574
要支援2	309	99,360	9,936	19,872
要介護1	534	171,720	17,172	34,344
要介護2	599	192,630	19,263	38,526
要介護3	668	214,800	21,480	42,960
要介護4	732	235,410	23,541	47,082
要介護5	800	257,280	25,728	51,456
個別機能訓練加算				
夜間看護体制加算	10	3,210	321	642
医療機関連携加算	80	857	86	172
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	144	1,543	155	309
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	680	7,289	729	1,458
看取り介護加算 (死亡日)	1280	13,721	1,373	2,745
看取り介護加算 (看取り介護一人当り)				
認知症専門ケア加算 (I)				
認知症専門ケア加算 (II)				
サービス提供体制強化加算 (I) イ				
サービス提供体制強化加算 (I) ロ				
サービス提供体制強化加算 (II)				
サービス提供体制強化加算 (III)				
介護職員処遇改善加算 (I) ~ (IV)	月間所定単位数に8.2%を乗じた単位数			

1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
自己負担	(1割の場合)	5,844	9,994	17,557	19,615	21,834	23,892	26,079
	(2割の場合)	11,688	19,988	35,114	39,230	43,668	47,784	52,158

本表は、夜間看護体制加算・医療機関連携加算を算定の場合の例です。

常時介護が必要となった場合
賃貸借契約再締結